

交 規 第 5 7 3 号
令 和 3 年 1 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う運用上の留意事項について

令和2年11月27日に持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第36号。以下「改正法」という。）が施行されたことに伴い、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令」（令和2年内閣府令・国土交通省令第7号。別添1）が、同日から施行されている。

同命令による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成19年内閣府令・国土交通省令第2号。以下「共同命令」という。）の運用上の留意事項については、警察庁において国土交通省と協議を行い、下記のとおりとされたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、改正法による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）等に関する運用上の留意事項等については、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の対応について」（令和3年1月26日付け交規第572号）を参照されたい。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令」の施行に伴う運用上の留意事項等について」（令和2年4月14日付け交規第27号）は廃止する。

なお、国土交通省自動車局旅客課長及び貨物課長から各地方運輸局自動車交通部長等に対して「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う運用上の留意事項について」（別添2）が発出されているので、参考までに添付する。

記

1 共同命令の概要

(1) 都道府県公安委員会への書面の送付（第1条関係）

国土交通大臣は、法第14条第1項に規定する道路運送高度化実施計画、法第27条の3第1項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画、法第27条の9第1項に規定する貨客運送効率化実施計画、法第27条の17第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画又は法第30条第1項に規定する新地域旅客運送事業計画（以下「実施計画等」と総称する。）の認定の申請（以下「認定申請」という。）があった場合、当該実施計画等に定められた道路運送高度化事業を実施する区域、地域旅客運送サービス継続事業を実施する区域、貨客運送効率化事業を実施する区域、地域公共交通利便増進事業を実施する区域又は新地域旅客運送事業を実施する区域（以下「事業実施区域」と総称する。）を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、実施計画等の認定申請に係る申請書の写しを添えて、意見を求める旨の書面を送付することとされた。

(2) 意見の提出（第2条関係）

公安委員会は、(1)の書面の送付を受けたときは、原則として20日以内（実施計画等の内容に含まれる道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行の様態が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第2号に掲げる路線不定期運行のみであるとき又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものに限る。以下同じ。）が含まれる場合は14日以内）に国土交通大臣に対し、意見を提出することとされた。

(3) 意見を聴く必要がない場合（第3条関係）

国土交通大臣が実施計画等の認定に際し、以下のアからエまでの場合は、公安委員会の意見を聴く必要がないとされたが、法第27条の8第2項第2号に掲げる貨客運送効率化事業の内容に、一般貨物自動車運送事業が含まれる場合（当該一般貨物自動車運送事業の実施により、交通に支障を及ぼさないことが明らかな場合を除く。以下同じ。）については、以下のアからエまでのいずれかに該当する場合であっても、公安委員会の意見を聴く必要があることとされた。

ア 事業内容（実施計画等に定められた事業の内容をいう。以下同じ。）に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれない場合

イ 事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれる場合であって、その運行の様態が道路運送法施行規則第3条の3第3号に掲げる区域運行のみである場合

ウ 認定申請により設定又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車である事業用自動車のみを使用する場合

エ 認定申請により設定又は変更しようとする一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線及び停留所の位置が、現に運行している他の一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線及び停留所の位置と共通である場合又は路線及び停留所の廃止に伴って他の一般乗合旅客自動車運送事業者が新たに当該同一の路線及び停留所の位置により運行しようとする場合

(4) 処分のお知らせ（第4条関係）

国土交通大臣は、(2)の意見の提出があった認定申請について、認定に関する処分の内容を公安委員会に通知することとされた。

(5) 実施計画等の変更の認定（第5条関係）

法第14条第6項、第27条の3第5項、第27条の9第8項、法第27条の17第5項及び法第30条第6項に規定する実施計画等の変更に係る認定の申請があった場合については、(1)から(4)の手続を準用することとされた。

2 運用上の留意事項

(1) 路線が二以上の公安委員会の管轄区域にわたる場合の取扱い

事業内容に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線が二以上の公安委員会の管轄区域にわたる場合には、地方運輸局長からの意見の聴取に係る書面の送付及び公安委員会の意見の提出は、管区警察局（二以上の公安委員会に東京都公安委員会又は北海道公安委員会が含まれる場合は、これと隣接する管区警察局）の長を経由して行うこととしたので、当該管区警察局の長は、公安委員会間の必要な調整を行うこととされた。

(2) 意見を聴く必要がある場合

共同命令に基づき地方運輸局長が公安委員会の意見を聴く必要がある場合とは、具体的には、以下アからエまでのとおりである。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業に係る路線、停留所、自動車車庫及び待避所（引返し場所を含む。以下同じ。）の位置を設定し、又は変更する場合

イ 一般乗合旅客自動車運送事業に供する事業用自動車の長さ又は幅を増加させる場合（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づく基準緩和車両に該当することとなる場合に限る。）

ウ 一般乗合旅客自動車運送事業に供する事業用自動車を道路交通法第3条に規定する普通自動車から大型自動車等に変更する場合

エ 一般貨物自動車運送事業が含まれる場合（当該一般貨物自動車運送事業の実施により、交通に支障を及ぼさないことが明らかな場合を除く。）

(3) 意見の提出

交通規制課は、公安委員会意見の提出に当たっては、次に掲げる事項を勘案した上で、法の趣旨をできる限り尊重しつつ、道路における危険の防止その他の交通の安全と円滑を図る観点から総合的に検討し、書面により、必要な意見（交通の安全と円滑を図るため公安委員会等において行うべき必要な措置があるときは、当該措置及びこれに要する予定期間も記載すること。）を地方運輸局長宛てに提出すること。

ア 一般乗合旅客自動車運送事業に関する事項

(ア) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経路の交通量、交通規制の状況及び交通事故の発生状況

(イ) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経路における交通上危険な箇所の有無

(ウ) 一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所、自動車車庫及び待避所の位置の適否

イ 一般貨物自動車運送事業に関する事項

(ア) 一般貨物自動車運送事業の実施において特に考慮を要する交通量、交通規制の状況及び交通事故の発生状況

(イ) 一般貨物自動車運送事業の実施における交通上危険な箇所の有無

(ウ) 一般貨物自動車運送事業に係る車庫、営業所等の適否

(4) 処分の通知

実施計画等の認定申請について、認定に関する処分が行われた場合、認定の適否に関わらず、地方運輸局長から公安委員会に対し当該処分に係る通知がなされることとなるので留意すること。

担当 交通規制課規制第二係

別添省略